

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令の規定及び市町村の定める基準に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	あわふじ株式会社
主たる事務所の所在地	徳島県吉野川市山川町村雲196
代表者（職名・氏名）	代表取締役 村田 勇介
設立年月日	平成26年6月25日
電話番号	0883-42-6522

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	リハビリ特化型デイサービスあわふじ		
サービスの種類	通所介護・第1号通所事業		
事業所の所在地	徳島県吉野川市川島町学字辻56-1		
電話番号	0883-25-3323		
指定年月日・事業所番号	平成30年11月1日・3671700817		
利用定員	定員 38人	通常の事業の実施地域	阿波市、吉野川市
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損保		

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者及び基本チェックリスト該当者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービス又は通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	(1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。 (2) 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かり易く説明する。 (3) 適切な介護技術を以てサービスを提供する。 (4) 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。

4. 提供するサービスの内容

通所介護（又は通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービス）に通って頂き、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日までを営業日とする。 (但し8月13日～14日、1月1日～3日を休日と定めます)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後3時45分

6. 事業所の職員体制

職員の職種	員数	保有資格
管理者	1人	作業療法士
生活相談員	1人以上配置	介護福祉士等
看護師	1人以上配置	看護師、准看護師
機能訓練士	2人以上配置	理学療法士
介護職員	4. 6人以上配置	介護福祉士等

7. サービス提供責任者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記の通りです。

サービス利用にあたって、ご不明な点や要望などありましたら、何でもお申し出下さい。

担当職員の氏名	菊池 桂子
管理責任者の氏名	渡部 克也

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、あなたからお支払い頂く「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割、3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担頂きます。

(1) 通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（通常規模）】

所要時間 (1回あたり)	要介護度	通所介護	
		基本利用料	利用者負担金
3時間以上4時間未満	要介護1	3,700円	370円(1割) 740円(2割) 1,110円(3割)
	要介護2	4,230円	423円(1割) 846円(2割) 1,269円(3割)
	要介護3	4,790円	479円(1割) 958円(2割) 1,437円(3割)

	要介護 4	5,330円	533円(1割) 1,066円(2割) 1,599円(3割)
	要介護 5	5,880円	588円(1割) 1,176円(2割) 1,764円(3割)
4時間以上5 時間未満	要介護 1	3,880円	388円(1割) 776円(2割) 1,164円(3割)
	要介護 2	4,440円	444円(1割) 888円(2割) 1,332円(3割)
	要介護 3	5,020円	502円(1割) 1,004円(2割) 1,506円(3割)
	要介護 4	5,600円	560円(1割) 1,120円(2割) 1,680円(3割)
	要介護 5	6,170円	617円(1割) 1,234円(2割) 1,851円(3割)
5時間以上6 時間未満	要介護 1	5,700円	570円(1割) 1,140円(2割) 1,710円(3割)
	要介護 2	6,730円	673円(1割) 1,346円(2割) 2,019円(3割)
	要介護 3	7,770円	777円(1割) 1,554円(2割) 2,331円(3割)
	要介護 4	8,800円	880円(1割) 1,760円(2割) 2,640円(3割)
	要介護 5	9,840円	984円(1割) 1,968円(2割) 2,952円(3割)
6時間以上7 時間未満	要介護 1	5,840円	584円(1割) 1,168円(2割) 1,752円(3割)
	要介護 2	6,890円	689円(1割) 1,378円(2割) 2,067円(3割)
	要介護 3	7,960円	796円(1割) 1,592円(2割) 2,388円(3割)
	要介護 4	9,010円	901円(1割) 1,802円(2割) 2,703円(3割)
	要介護	10,080円	1,008円(1割)

	5		2,016円 (2割) 3,024円 (3割)
--	---	--	----------------------------

【加算】入浴介助加算・・・40単位/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)口・・・76単位/日
処遇改善加算(Ⅱ)

【基本部分：介護予防通所介護費・通所介護相当サービス費】

利用者の要介護度	介護予防通所介護費 (1ヶ月につき)		
	基本料金		利用者負担金
総合事業・要支援 1	17,980円		1,798円 (1割) 3,596円 (2割) 5,394円 (3割)
総合事業・要支援 2	36,210円		3,621円 (1割) 7,242円 (2割) 10,863円 (3割)

(入浴は基本料金に含まれます)

【加算】処遇改善加算(Ⅱ) (通所型のみ)

その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき600円を頂きます。
紙パンツ代	紙パンツの提供を受けた場合は実費を頂きます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回りの品、事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事など)について、費用の実費を頂きます。

9. 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、毎月の最終利用日を以て締め、1ヶ月毎に計算し、翌月15日までに請求書を発行しますので、翌月末までにお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

<input type="checkbox"/> 窓口での現金払い
<input type="checkbox"/> その他の支払いに含め一括支払い
<input type="checkbox"/> 金融機関からの振り込み 振込先 阿波銀行 山川支店(406) 口座番号 1161581 口座名 あわふじ株式会社 代表取締役 村田 勇介
<input type="checkbox"/> 口座からの引き落とし
<input type="checkbox"/> 上記により困難な場合は、相談に応じます。

10. 協力医療機関

医療機関名	診療科目
吉野川往診診療所	内科

《事故発生時の対応》

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は、地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情受付担当者 渡部 克也 電話番号 0883-25-3323 面接場所 当事業所内の相談室
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	吉野川市介護保険課	TEL 088-322-2264
	阿波市介護保険課	TEL 088-336-6814
	徳島県国民健康保険団体連合	TEL 088-665-7205
	徳島県庁介護福祉部長 寿いきがい課	TEL 088-621-2168

12. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、利用者に対してサービス提供をするにあたって、次のことを守ります。

一、利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
二、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者の方への聴取、確認を行います。
三、非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、利用者に対して、定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行います。
四、利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービス終了後、5年保管すると共に利用者の請求に応じて閲覧させ複写物を交付します。
五、利用者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体、財物を保護するためにやむを得ない場合には、施設管理者等が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。
六、事業者及びサービス提供者又は従業者は、サービス提供にあたって知り得た情報等を、正当な理由なく第三者に漏洩致しません。（守秘義務） 但し、以下の各号についての情報提供においては、当施設は、利用者及び代理人から予め同意を得た上で十分配慮しながら行うこととします。
① 介護保険サービス利用のため、市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業所等への情報提供、あるいは、適切な在宅医療のための医療

機関への生活情報の提供。

- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
- ③ これらは、利用終了後も同様の取扱いとします。

七、事業者及びサービス提供者又は従業者は、利用者又はその代理人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や第三者への情報提供等には利用者もしくは当該家族様の個人情報はいりません。（個人情報保護法）

なお、個人情報保護の観点から送迎リストへの名前の記載については管理上必要ですので、ご了承下さい。また、個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用致しません。

- ① サービス提供のために利用するほか、施設運営、教育、研修、行政命令の遵守、他の医療・看護・福祉施設との連携のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
- ② 当施設は、介護職員等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で介護学生等が、看護・介護等で同席する場合があります。

1.3. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対し以下のサービスを提供します。

【サービスの種類】

① 食事

利用者の身体の状況、及び嗜好を考慮し、更に偏りが少なく変化に富み見た目にも美味しい食事を提供させて頂いています。

② 入浴

強制するものではありません。利用者または家族様の希望に基づいて実施致します。

浴室には、一般浴槽の他、特殊浴槽（機械浴槽）の2種類がございます。

③ 介護・介助

当事業所での介護・介助は、どのようなサービスを提供すればよりよい生活を送って頂けるかという通所介護サービス計画及び介護予防通所介護サービス計画、通所介護相当サービス計画書に基づいて、あらゆる職種の職員が協議・検討し、努力しております。明るく家庭的な雰囲気の下で過ごして頂けるように、常に利用者の立場に立って介護・介助させていただきます。

（1）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

1 食事代600円

2 その他の費用

講師を招いて実施する教室、レクリエーション等に係る費用及び材料費は実費相当額を頂く場合があります。

3 複写物の交付

利用者又は家族様

が、サービス提供についての記録、その他の複写物を必要とする場合には交付させて頂きます。

◎社会情勢・保険制度の改定等において、取り決め等に変更が生じた場合は、事前にご連絡致します。